

8. 事後調査の方針

8. 事後調査の方針

8.1 事後調査の方針

本事業の実施が事業実施区域周辺の環境に及ぼす影響について検討するため、調査、予測及び評価を行った結果、環境の現況を著しく悪化させることはないものとする。

本事業の実施に当たっては、「環境に配慮した安心・安全な施設を建設する」ことを基本方針とした施設の整備を行うこととしており、地域の方々に安心して頂けるように環境への負荷の低減に向けて実行可能な範囲で取り組むため、事後調査を行う計画である。

事後調査の項目は、本事業が都市計画決定後数年後に工事着手する計画であることから、現段階で設定した予測条件である各種諸元に不確実性を伴っている一部の項目について考慮に入れて選定した。

また、事後調査の結果に基づき、環境の保全のための適切な措置を講じる必要がある場合には、堺市の関係機関と協議の上、適切に対応するものとする。

事後調査の結果については、堺市環境影響評価条例第 41 条の規定に基づき事後調査報告書としてとりまとめ堺市長に提出する。

なお今後、本事業の詳細な実施設計・工事計画を踏まえて、調査内容（頻度、地点等）を再検討し、事後調査計画書を作成する。

8.2 事後調査項目の選定

事後調査の項目は、環境影響評価の対象として選定した環境要素の中から事業特性及び地域特性を勘案して表 8.2-1 に示すとおり選定した。

選定した環境要素は、騒音、振動、低周波音、文化財の 4 項目である。

表 8.2-1 事後調査の項目の選定理由

環境要素	環境影響要因		工事の実施				施設等の存在	施設等の供用			選定する理由
	細区分	細区分	建設機械の稼働	工事車両の走行	土地の掘削	列車の走行(仮線)		列車の走行	踏切の除却	自動車の走行(側道)	
騒音	騒音	騒音	●	●		●		●	●	●	工事の実施については、工事区域と居住地が隣接していること、仮線には騒音・振動を低減する環境保全措置を計画していることから、予測結果の検証及び環境保全措置の効果把握のため事後調査を実施する。 列車の走行については、騒音・振動の低減に効果のある軌道を採用することから、環境保全措置の効果把握のため事後調査を実施する。
振動	振動	振動	●	●		●		●	●	●	踏切除却、自動車の走行(側道)については、道路や側道の形状が未確定なことから事後調査を実施する。 工事車両の走行については工事車両の走行台数の事後調査を実施する。
低周波音	低周波音	低周波音						●			予測手法が確立されておらず、予測の不確実性が大きいことから、事後調査を実施する。
文化財	世界文化遺産「百舌鳥・古市古墳群」				○		●				施設の存在については、必要に応じて主要な段階で百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会等に確認を行うため、事後調査を実施する。

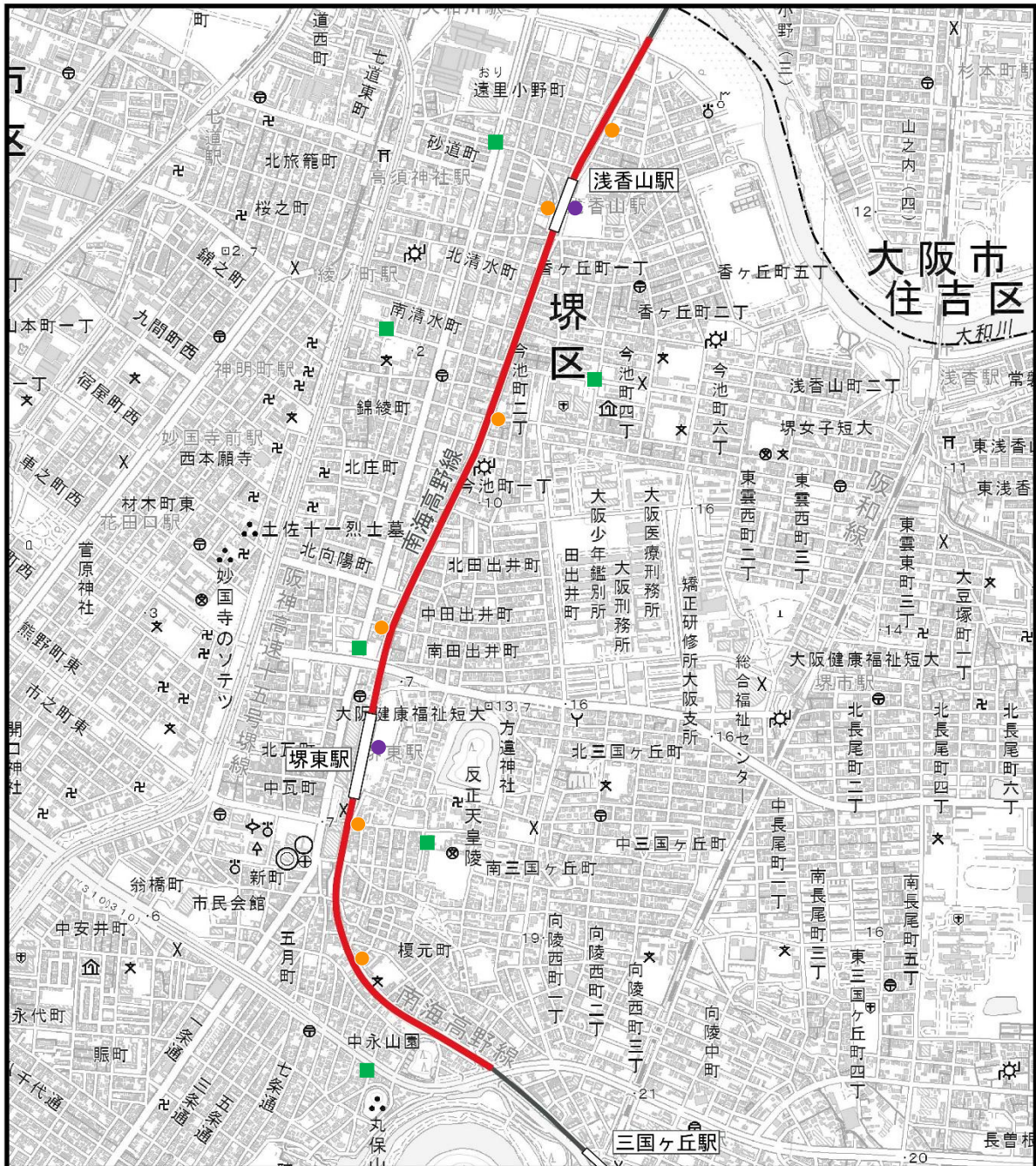
(注) ○：環境影響評価項目、●：環境影響評価項目かつ事後調査実施項目

8.3 事後調査の内容及び手法

事後調査の内容及び手法は、表 8.3-1 に示すとおりである。

表 8.3-1 事後調査の内容及び手法

事後調査項目		事後調査の方法	調査時期・頻度	調査地域・地点
騒音	鉄軌道騒音	「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」(平成7年環大第174号)に定める方法	供用後1回 平日・休日各1日 始発から最終電車までの時間帯	事業実施区域の周辺 16地点 (図8.3-1)
	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環告第64号)に定める調査方法	工事最盛期の1年 平日・休日各1日 毎正時から10分間の測定を24時間連続	
	道路交通騒音			事業実施区域の周辺の道路沿道 6地点 (図8.3-1)
振動	鉄軌道振動	「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年環大特第32号)の評価方法に基づく調査方法	供用後1回 平日・休日各1日 始発から最終電車までの時間帯	事業実施区域の周辺 12地点 (図8.3-2)
	一般環境中の振動	「JIS Z 8735」に定める方法	工事最盛期の1年 平日・休日各1日 毎正時から10分間の測定を24時間連続	事業実施区域の周辺 12地点 (図8.3-2)
	道路交通振動	「振動規制法施行規則別表第2備考」(昭和51年総理府令第58号)に定める方法		道路交通騒音と同じ 6地点 (図8.3-2)
低周波音	低周波音	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境庁大気保全局)に定める調査方法	供用後1回 始発から最終電車までの時間帯	事業実施区域の周辺 8地点 (図8.3-3)
文化財	百舌鳥・古市古墳群の「顕著な普遍的価値」及び「緩衝地帯の保全」に対する影響の程度	百舌鳥・古市古墳群に対して、学術的な見地から、資産及びその周辺環境の保存・管理と、整備活用に関する助言・報告を行う役割を持つ百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会等に確認を行う方法	必要に応じて主要な構造物の意匠を設定する段階	事業実施区域周辺



(この地図は国土地理院の「電子地形図(タイル)」を使用したものである。)

凡例

- : 事業実施区域
- : 騒音調査地点 (水平方向の鉄軌道及び一般環境)
(近接側軌道中心から水平距離 12.5m 及び 25m)
- : 騒音調査地点 (水平方向の鉄軌道及び一般環境)
(近接側軌道中心から水平距離-浅香山駅付近 : 28.9m、堺東駅付近 : 10.4m)
- : 道路交通騒音調査地点

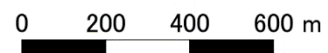
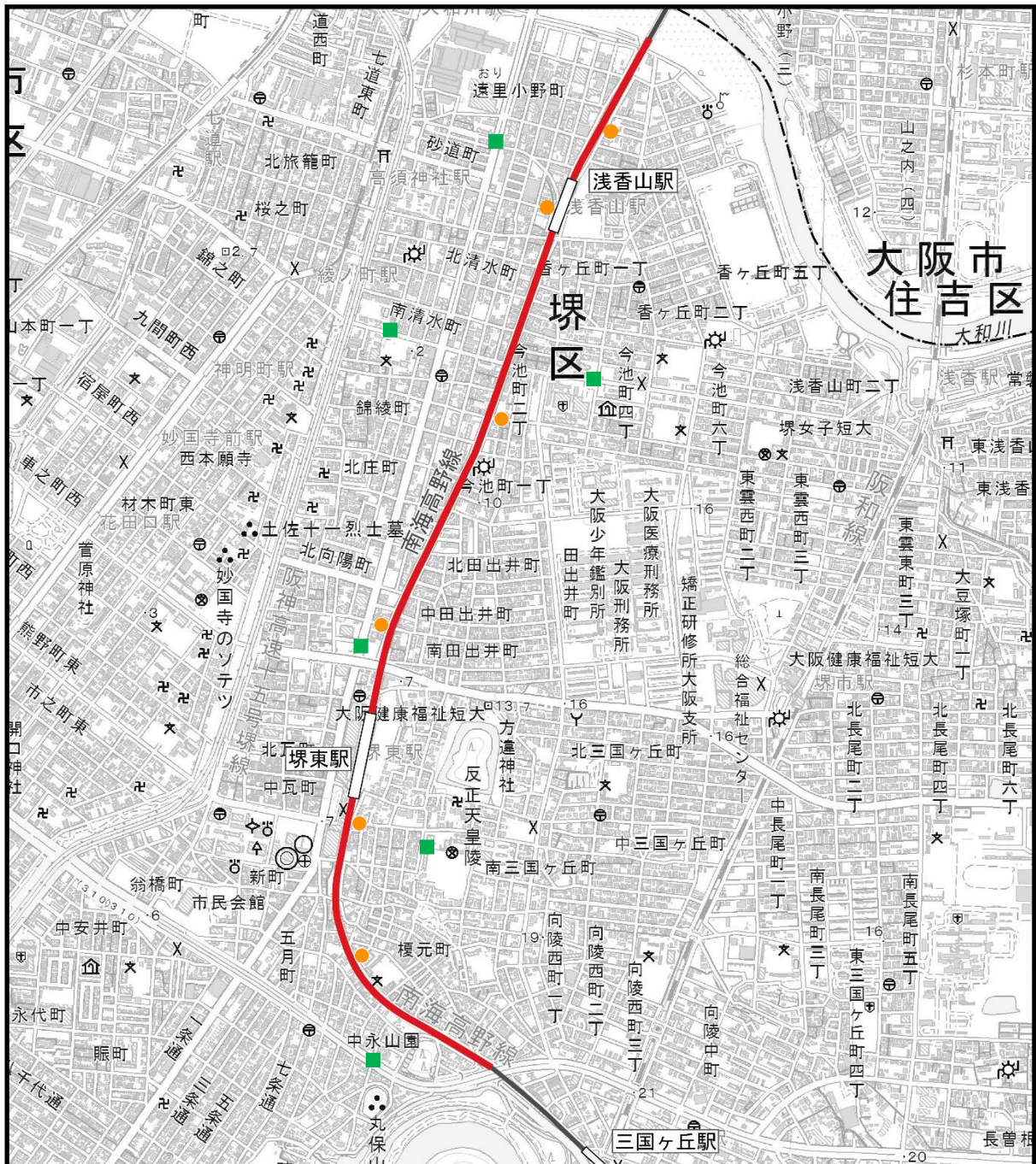


図 8.3-1 騒音調査地点



(この地図は国土地理院の「電子地形図(タイル)」を使用したものである。)

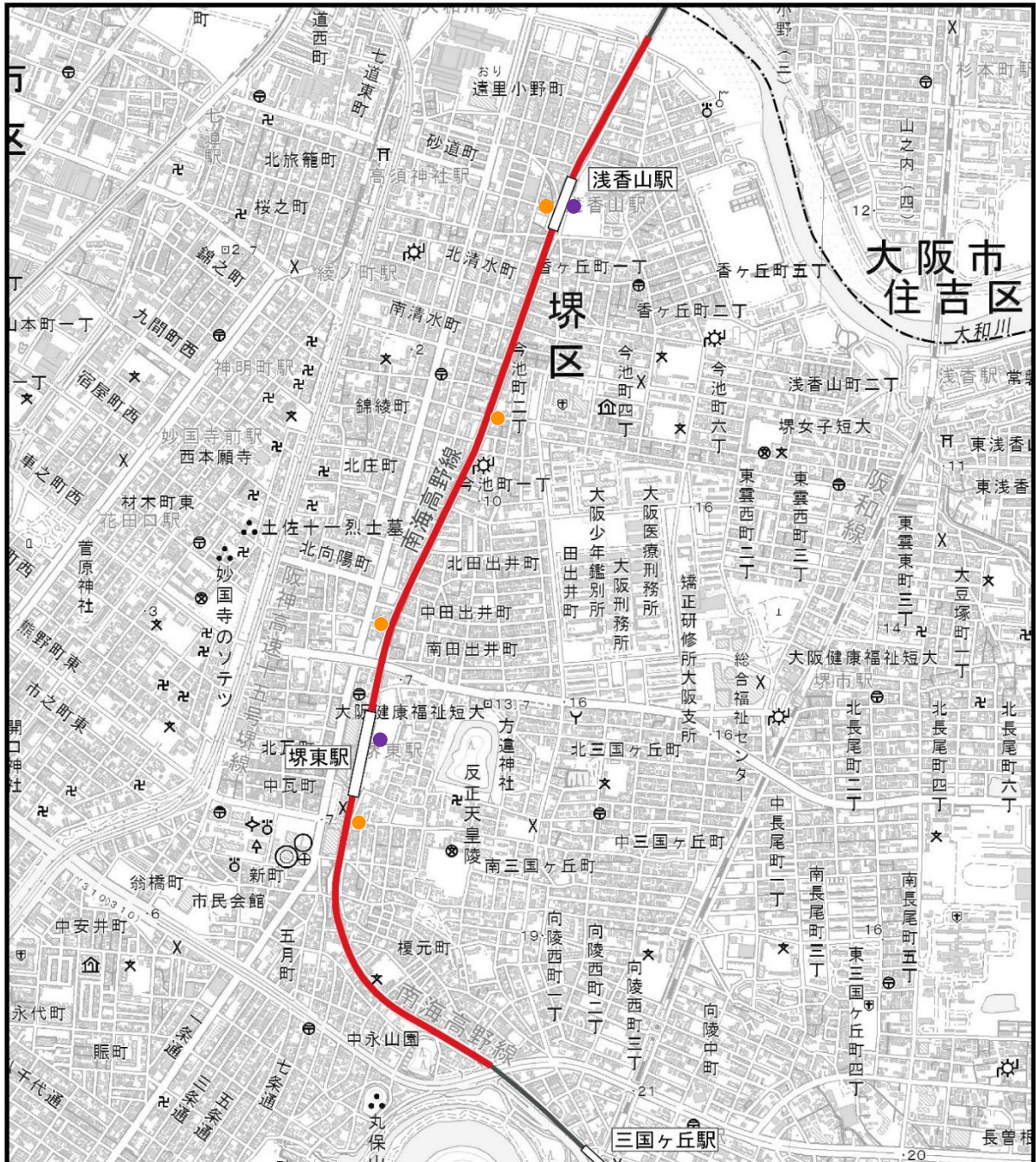
凡 例

- : 事業実施区域
- : 振動調査地点 (水平方向の鉄軌道及び一般環境)
(近接側軌道中心から水平距離 12.5m 又は 25m)
- : 道路交通振動、地盤卓越振動数調査地点



0 200 400 600 m

図 8.3-2 振動調査地点



(この地図は国土地理院の「電子地形図(タイル)」を使用したものである。)

凡 例

- : 事業実施区域
- : 低周波音調査地点
(近接側軌道中心から水平距離 12.5m)
- : 低周波音調査地点
(浅香山駅付近 : 地上高 1.2m、堺東駅付近 : 地上高 1.2m)

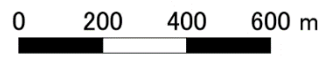


図 8.3-3 低周波音調査地点